

広島県告示第千二百二十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十三年十二月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

長楽寺二丁目一五C地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		町・丁目		地番		標柱番号	
広島市安佐南区		長楽寺二丁目		一五〇番四	標柱一号		
				一〇七五番一	標柱二号		
				一〇八〇番二六六	標柱三号		
		高取南三丁目		一〇八〇番二四〇	標柱四号		
				二二〇番三	標柱五号		
				甲一五三番	標柱六号		
		長楽寺二丁目		一五〇番一地先道路敷	標柱七号		